

子ども農山漁村ふるさと体験受入モデル体制整備支援交付金要領

第1 総則

子ども農山漁村ふるさと体験受入モデル体制整備支援交付金（以下、「体制整備支援交付金」という。）の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び地域連携部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第241号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 趣旨

農山漁村における小学生以上大学生までの子ども・学生のグループ（概ね5名以上）（以下、「子ども・学生グループ」という。）のふるさと体験活動を推進するため、三重県モデルとして他地域の模範となる地域を対象に、農山漁村でのふるさと体験を受け入れるための体制整備を支援する。このことを通じて、都市と農山漁村との交流を促進し、農山漁村の地域コミュニティ再生と地域活力増進を目指すものとする。

第3 事業内容等

体制整備支援交付金の事業内容、事業実施主体及び体制整備支援交付金の交付を受けるための採択要件等は別紙のとおりとする。

第4 事業の公募

事業実施主体の選定にあたっては、別に定める公募要領により企画案を公募して行う。

第5 事業実施期間

体制整備支援交付金で実施する事業の実施期間は単年度とする。ただし、事業終了翌年度以降も要領第4による企画案の選定を受けた場合は、継続して実施できることとする。

なお、体制整備の支援であることを踏まえ、同一実施主体に対する交付金の交付は継続3年までとする。

第6 助成

三重県は、毎年度の予算の範囲内で、体制整備支援交付金により実施する事業において必要となる経費について、事業実施主体に定額で助成するものとする。なお、助成額の上限は500千円とする。

第7 事業実施の手順

事業実施主体は、要領第4の企画案の選定を受けてから1ヶ月以内に様式第1号及び第2号により、事業実施計画を作成し、知事に申請し承認を受けるものとする。

第8 事業実施計画の変更

- 1 事業実施計画に以下の重要な変更がある場合には、第7の規定を準用する。
 - ① 事業実施主体の変更
 - ② 個別事業の根幹に関わる取組内容の変更
 - ③ 事業費総額の30%を超える増減
- 2 重要な変更にあたらぬ軽微な変更がある場合には、その異同を県に報告するものとする。

第9 事業実施後の措置

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、様式第1号及び第2号により、事業実績報告を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 事業実績報告の知事への提出期限は、事業完了の日から起算して1ヶ月以内、または補助金交付の決定した年度の末日のいずれか早い日までとする。
ただし、補助金の全額が概算払いにより交付された場合は、翌年度の4月20日までとする。

第10 補助金交付指令前着工について

事業の着工は、原則として、補助金交付決定通知後とするが、当該年度においてやむを得ない事情により、事業実施計画承認後、指令前着工の必要がある場合は、その理由を明確に明記した交付金指令前着工届（様式第3号）をあらかじめ知事に提出するものとする。

第11 他事業との連携における留意点

円滑かつ効果的な事業の推進を図る観点から、次に掲げる事業との連携に留意の上実施するものとする。

- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による事業
- ・食と地域の交流促進対策交付金による事業
- ・都市農村共生・対流総合対策交付金による事業

第12 会計経理の適正化

- 1 事業実施主体は、体制整備支援交付金の経理と他の事業の経理を明確に区分して取り扱うものとし、体制整備支援交付金の運用の適正化を確保するものとする。
- 2 体制整備支援交付金の使用は、事業実施計画に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書を受領するとともに、会計責任者は支出内容が明確に確認できる書類を整備するものとする。
- 3 金銭の出納は、金銭出納簿により行なうとともに、領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理するものとする。また、この場合において、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
- 4 県は必要に応じて、事業実施主体に対し、体制整備支援交付金に係る経理が適切に行なわれるよう指導するものとする。

5 関係書類は、事業完了年度の翌年度から5年間保管するものとする。

第13 交付金申請等の手続き

- 1 事業実施計画の承認後、1ヶ月以内に交付金交付申請書（様式第5号）を知事に提出するものとする。
- 2 第8第1項に該当する事業計画の変更又は中止、廃止の承認を受けようとするときは、事業計画変更（中止、廃止）承認並びに補助金等変更交付申請書（様式第6号様式）に、変更の理由及び変更内容又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付し、速やかに知事に提出するものとする。
- 3 前項に該当しない軽微な変更により、交付決定額に変更を生じる時は変更交付申請書（様式第7号）を速やかに知事に提出するものとする。
- 4 交付金状況報告書（様式第9号）を12月31日現在の状況を1月15日までに知事に提出するものとする。
- 5 事業完了後、第9第2項に定める日までに実績報告書（様式第10号）を知事に提出するものとする。
- 6 実績報告書の提出後、県の担当職員が実績調査を実施し、領収書等の写し等を調査のうえで交付金の額を確定して交付金の額の確定を通知するものとする。
- 7 精算払い請求書を提出した後、交付金を支払うものとする。
- 8 事業遂行上必要な場合は、概算払請求書（様式第8号）により概算払請求を行うことができるものとする。

第14 暴力団排除のための措置

- 1 申請を行った法人等又はその役員等が、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、交付金の交付の決定を行わない。
- 2 交付金の交付決定に当たっては、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」第7条（交付決定の取消）及び第8条（不当介入に対する措置）に基づく措置に関して条件を付すこととする。

附則

本要領は、平成24年4月10日から施行する。

本要領は、平成25年4月10日から施行する。

(別紙)

子ども農山漁村ふるさと体験受入体制整備支援交付金 事業内容等

1 事業実施主体

以下の全ての条件を満たす三重県内の受入地域協議会
(要件)

- ① 農山漁村ふるさと体験が可能な宿泊施設をはじめ、地域の農林漁家や農林漁業関係団体、体験施設、NPO法人、地域の市町（必須）等によって受入地域協議会が設立され、又は設立が見込まれ、地域一体となって子ども・学生グループの受入れが可能であること。
- ② 代表者の定めがあること。
- ③ 受入地域協議会としての意思決定の方法、事務処理並びに会計処理の方法及び責任者、公印の管理並びに使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした規約等が定められていること、又は規約等の素案が定められていること。
- ④ 規約、その他の規定に定めるところにより、事務手続き等について複数の者が関与するなど、不正を未然に防止する仕組みとなっており、その執行体制が整備されていること。
- ⑤ 農山漁村ふるさと体験が可能な宿泊施設に1泊以上宿泊し、農山漁村での生活体験が子ども・学生グループで実施可能であること。又は、その受入体制の整備が見込まれること。
- ⑥ 子ども・学生グループ等外部団体との連絡調整の窓口を有すること。
- ⑦ 安全管理に関するマニュアルを作成、研修を行なうとともに、緊急連絡体制の整備や各種賠償責任保険への加入などふるさと体験活動を実施する上で十分な安全対策が講じられていること。又は、講じられると見込まれること。
- ⑧ 子ども・学生グループの受入にあたって農山漁村のフィールドを活用できること。
- ⑨ 主たるメンバーが「ふるさと水と土指導員（注1）」として活動できること。
- ⑩ 食と地域の交流促進対策交付金及び都市農村共生・対流総合対策交付金（子ども農山漁村交流プロジェクト区分）の交付対象地域でないこと。

(注1) ふるさと水と土指導員

三重県は、農山村地域を中心に、農業用の用水路や農道の清掃、遊休農地の活用など、地域住民活動の推進に指導的役割を担っていただける方を「ふるさと水と土指導員」として委嘱しています。

2 事業内容

(1) 体制整備に関すること

- ① 受入地域協議会の設立
- ② 安全管理に関するマニュアルの作成
- ③ 研修会の開催（安全管理、品質向上）
- ④ 体験インストラクターの育成（講座の受講等）
- ⑤ 体験プログラムの開発
- ⑥ 先進事例研修
- ⑦ セミナー等参加
- ⑧ その他 必要性が認められる取組

(2) ふるさと体験の推進に関すること

- ① 受入地域協議会のパンフレット等作成
- ② 受入地域協議会のホームページ作成
- ③ PRイベント等への参加
- ④ 子ども・学生グループへのPR
- ⑤ 子ども・学生グループの指導者等を対象としたモニターツアーの開催
- ⑥ その他 必要性が認められる取組

3 交付対象経費

区分	経費
1 報償費	講師謝金
2 旅費	旅費
3 賃金	日々雇用者賃金
4 需用費	消耗品費、燃料費、講師等食糧費、印刷製本費
5 役務費	通信運搬費、広告料、手数料、賠償責任等保険料
6 委託料	委託料
7 使用料及び賃借料	会場借り上げ料、有料道路使用料、レンタカー等借り上げ料、バス借り上げ料
8 負担金	研修会、セミナー、講座等参加にあたっての負担金
9 その他	上記以外で必要性が認められる経費

※農林漁業体験民宿等個人財産に帰属する施設に対する整備は、真に必要な場合に限るものとする。

【三重県内の受入地域協議会の要件に関する補足】

- ① 農山漁村ふるさと体験が可能な宿泊施設をはじめ、地域の農林漁家や農林漁業関係団体、体験施設、NPO法人、地域の市町（必須）等によって受入地域協議会が設立され、又は設立が見込まれ、地域一体となって子ども・学生グループの受入れが可能であること。
→市町の加入は必須とする。
- ② 代表者の定めがあること。
- ③ 受入地域協議会としての意思決定の方法、事務処理並びに会計処理の方法及び責任者、公印の管理並びに使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした規約等が定められていること、又は規約等の素案が定められていること。
- ④ 規約、その他の規定に定めるところにより、事務手続き等について複数の者が関与するなど、不正を未然に防止する仕組みとなっており、その執行体制が整備されていること。
- ⑤ 農山漁村ふるさと体験が可能な宿泊施設に1泊以上宿泊し、農山漁村での生活体験が子ども・学生グループで実施可能であること。又は、その受入体制の整備が見込まれること。
→地区外の宿泊施設であっても連携がとれる状況であれば可とする。
→集合泊であっても、小グループに分かれての宿泊が可能であり、地元の農林漁家と一緒に過ごし、別途、農山漁村のふるさと体験ができれば可とするが、将来的には農林漁家が営む宿泊施設での受入体制整備を図ることとする。
- ⑥ 子ども・学生グループ等外部団体との連絡調整の窓口を有すること。
→任意グループ、サークルなどの団体も含めた対外窓口。
- ⑦ 安全管理に関するマニュアルを作成、研修を行なうとともに、緊急連絡体制の整備や各種賠償責任保険への加入などふるさと体験活動を実施する上で十分な安全対策が講じられていること。又は、講じられると見込まれること。
- ⑧ 子ども・学生グループの受入にあたって農山漁村のフィールドを活用できること。
→農山漁村地域内で体験等が可能である（可能となる見込みがある）こと。
- ⑨ 主たるメンバーが「ふるさと水と土指導員」として活動できること。
→三重県ふるさと・水と土指導員設置規程（次ページ）参照

- ⑩ 食と地域の交流促進対策交付金及び都市農村共生・対流総合対策交付金
（子ども農山漁村交流プロジェクト区分）の交付対象地域でないこと。

三重県ふるさと・水と土指導員設置規程

(設置)

第1条 農山村地域を中心として、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する「ふるさと・水と土指導員」(以下、「指導員」という。)を設置する。

(指導員の委嘱)

第2条 三重県農林水産部長(以下、「部長」という。)は、「地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言を行う知識を有する者等」を、指導員に委嘱する。

2 指導員の委嘱期間は3年以内とし、3年目の任期は年度末までとする。なお、指導員は再任することができる。

3 委嘱した指導員が第3条の活動を行うことが出来なくなつたと判断されるとき、または、本人からの申し出があつた場合は、指導員の解嘱を行う。

(指導員の活動)

第3条 指導員は、指導員の活動する地区の実態を踏まえて、部長の要請に応じて次の項目の活動を行うこととする。

一 調査研究、情報収集

地域住民活動について、調査研究及び情報収集を行う。

二 現地指導

地域住民が主体となつて行う保全活動に対する助言や推進指導を行う。

三 研修指導

全国研修へ出席し指導能力の向上を図るとともに、県で行う基金に基づく支援事業の研修において指導助言を行う。

2 指導員は、部長が必要に応じて招集する会議、研修に出席する。

3 指導員は、地域住民活動の活性化を図るため資料収集を行うときは農業基盤整備課へ資料を請求することができる。

(活動手当)

第4条 指導員が、部長が招集する会議、研修及び部長が要請する調査等へ出張した場合は、行政職給料表2級に相当する旅費を支給することができる。